

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和元年6月5日(水) 午前9時30分～午前10時22分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2		3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10		11	上田健二	12	
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	
25	丸井幸造	26	(欠員)	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33		34		35	浅野誠司	36	
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	2	吉岡きみ子	10	幸野登吉	12	川本由紀美
		24	池浦萬里子	33	坂幹幸	34	久保壽男
		36	往見康範				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		沖田次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	山岡課長		三好課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第36号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第37号 農用地利用配分計画(案)について					

事務局（局長） 只今から令和元年第6回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。
出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中14名で定数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。
本日、2番 吉岡きみ子委員、10番 幸野登吉委員、12番 川本由紀美委員、24番 池浦萬里子委員、33番 坂幹幸委員、34番 久保壽男委員、36番 往見康範委員より欠席の報告を受けております。
また、26番 山本多喜男委員のご逝去に伴い、現在推進委員1名の欠員となっております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、13番 矢野正祥委員と、14番 山首憲市委員を指名いたします。
次に、日程第2、書記の指名を行います。
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。
それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議 長（会長） まず、議案第33号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。
議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、白滝の土地、田2筆・畑1筆・計2, 159㎡は売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻及び野菜の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
以上、1件のご審議をよろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

30番 失礼いたします。
1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページを参考にしてください。
売買による所有権移転になります。
申請地は、先月の第5回定例総会に議案提出されました『空き家バンクに登録された物件に付属する農地』として購入するものです。
場所としては、JR白滝駅の南側、約150mの範囲にある田2筆と

畑1筆になります。

譲受人は初めて農業に従事することになります。父親が農業をしていることもあり、その手助けを受けながら農業経営を行いたいとの希望でもあるので、問題はないと思われま。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第2号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はなく、また、新規営農計画書も提出されており、内容等に問題はないと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第34号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま。

事務局（農地係長）

失礼いたします。

議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の2ページから11ページを併せてご覧ください。

1番、肱川町予子林の土地1筆です。

現在居住している住宅が老朽化により著しく危険であるため、一部を取り壊し、増築を行うものです。

申請地は、大洲市内中心部から南東に約17.5kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地は平成17年8月頃に造成し、増築されております。このことについては申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料2ページをご確認ください。

2番、八多喜町の土地1筆です。

現在の屋内運動場が耐震基準に満たない建物であると診断され、現敷地では手狭であるため、隣接している申請地を利用して屋内運動場の改築を行うものです。

申請地は、大洲市内中心部から北に約6.4kmのところに位置し、JR予讃線八多喜駅から概ね300メートル内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料7ページをご確認ください。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんから説明を受けたいと思います。1番。

35番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の2ページから6ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第、着工するとのことであり、転用面積の妥当性につきましても問題ないと思われま

す。また、先程事務局から説明がありましたように、既に造成し増築されており、この点につきましては違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する農地については、自己所有地でありますし、造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止する計画であることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。それでは、2番。

22番

失礼します。

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の7ページから11ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第、工事に着工するとのことであり、問題ないと思われま

す。また、資力及び信用につきましては、大洲市の予算で行われますし、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われま

す。第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、造成する際には、土留工を設けて土砂等の流出を防止する計画であることから問題ないと考えま

す。また、隣接農地所有者からの同意を得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから問題ないと考えま

す。よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
次に、議案第35号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。
議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の12ページから25ページまでを併せてご覧ください。
1番、野佐来の土地、119㎡の案件は、自己住宅の隣接地である申請地を、来客用の駐車場、自転車置場、庭として宅地と一体で利用するため贈与により取得しようとするものです。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。
2番、新谷の土地、297㎡の案件は、現在借家で居住しているが、子供も成長して手狭で不便となり、新たに自己住宅を建築するため、申請地を父より借受けようとするものです。
農地区分は、大洲市中心部から北東に約5.7kmに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。
3番、新谷の土地、333㎡の案件は、住宅のリフォーム業を行っているが、現在の事業用地が手狭で不便となり、事業用地の拡張をするため申請地を賃借しようとするものです。
農地区分は、2番案件の隣接地であり、大都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。
なお、2番案件、3番案件は、同一の地権者でありますけれども、すでに造成をされ、地権者が代表を務める事業所の資材置場、進入路として利用されており、違反転用状態であることから始末書が提出されております。
以上、3件でございます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長） はい。只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

9番 失礼いたします。
それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の12ページから15ページを参考にしてください。

申請地は、13、14ページの位置図のとおりで、場所としては国道沿いに札掛ポケットパークがありますが、その西約150mで、県道野佐来八幡浜線沿いにある農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、15ページの地番地目のとおり、周辺は山林、原野、雑種地でありますので、特に問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて2番、3番案件は関連がありますのでお願いします。

19番

失礼いたします。

それでは2番案件と3番案件について、譲渡人が同一であり、隣接地でありますので併せて調査結果をご報告いたします。

まず2番案件についてご説明いたします。議案説明資料の16ページから20ページを参考にしてください。

申請地は、18ページの位置図のとおり、大洲警察署新谷駐在所から東北東に約300mに存する農地です。

まず立地基準ですが、先ほどの事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金と親からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地目図のとおり周辺に農地がありますが、西側と南側は譲渡人の所有地であり、東側の地権者からも同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

次に3番案件についてご説明いたします。議案説明資料は21ページから25ページになります。

申請地は2番案件に隣接する農地になります。

まず立地基準ですが、2番案件と同じく第3種農地ですので、問題ないと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、2番案件と同様ですすでに造成されていますので、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、転用後も現在の状況と変わらないこと、また隣接農地所有者からも同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

よって、2番、3番案件のいずれも、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては始末書が提出され、反省もされていますので追認許可はやむを得ないものと考えま

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長） はい。只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
次に、議案第36号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書の4ページから、ご覧ください。
1番から3番 引き続き野菜苗を栽培するため、賃借権を1番・3番は3年間、2番は4年間設定しようとするものです。
4番から8ページの20番まで『利用権の設定を受ける者』が同一です。
すべて飼料を栽培するもので、すべて3年間の賃借権を設定しようとするものです。
21番 中間管理権を設定するため、10年間の賃借権を設定しようとするものです。
22番 新たに農地を借り受け、水稻・麦を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
23番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。
9ページです。
24番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、使用賃借権を1年間設定しようとするものです。
25番、26番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
27番 新たに農地を借り受け、果樹を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
28番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、使用賃借権を3年間設定しようとするものです。
以上、利用権設定・件筆数、28件・36筆、利用権設定総面積、39,825㎡。
続いて、所有権移転の案件です。
議案書11ページをご覧ください。
1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により菅田町菅田の農地を取得しようとするものです。
以上、所有権移転・件筆数、1件・1筆、519㎡です
いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議長（会長） 只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。
- 次に、議案第37号『農用地利用配分計画（案）について』を議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。
- 議案第37号「農用地利用配分計画（案）について」をご説明します。
- 本議案では、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が中間管理権の設定を受けた農地を借受希望者に貸借する計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、大洲市長より意見を求められていることから、ご審議をお願いするものです。
- 1番、東大洲の土地、畑2筆・計1,651㎡は、野菜を栽培するために賃借権を10年間設定しようとするものです。
- なお、利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。
- ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長（会長） 只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり認めることに、ご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることといたします。
- 以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。

